

平成 26 年 3 月 25 日

金融庁監督局銀行第一課
金融庁監督局銀行第二課 御中

一般社団法人 全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 26 年 2 月 25 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」
の一部改正（案）に対する意見等

	該当資料	該当箇所	意見等	理由等
1	監督指針 (別紙 21、22)		<ul style="list-style-type: none"> 実務上、独立性の高い社外取締役候補の選定には相応の時間を要することから、本監督指針改正が施行された後に招集される株主総会（例えば、平成 26 年 6 月の株主総会）において、独立性の高い社外取締役を選任するだけの時間的余裕がないことも考えられる。こうした場合には、経営管理（ガバナンス）態勢の検証において配慮願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 実務上、独立性の高い取締役候補の選定には相応の時間を要するため
2	監督指針 (別紙 21、22)		<ul style="list-style-type: none"> 各行の置かれた状況や地域の実情等によっては、「独立性が高く、且つ、取締役として適格な識見を有する社外取締役候補が見つからない」場合等も想定されるが、このように、独立性の高い社外取締役を選定しないことに相当な理由がある場合には、経営管理（ガバナンス）態勢の検証において問題があるとはみなさないこととしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各行の実情に応じたコーポレートガバナンスの在り方をしっかりと検討し、実行することが重要であるため
3	監督指針 (別紙 21、22)	(別紙 21) P. 2 Ⅲ－１－２「…上場銀行及び上場銀行持株会社…」 (別紙 22) P. 2 Ⅱ－１－２「…上場銀行及び上場銀行持株会社…」	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 21、22 で規定している「上場銀行及び上場銀行持株会社」とは、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条の 4 ほか各金融商品取引所で規定されている上場内国株券の発行者である銀行および銀行持ち株会社と理解してよいか。また、「独立性」の定義は 	<ul style="list-style-type: none"> 確認のため

	該当資料	該当箇所	意見等	理由等
			東証等で示されている基準と理解してよいか。	
4	監督指針 (別紙 21)	P. 2 Ⅲ-1-2 (2) 「…当該銀行持 株会社の主要な子銀行…」	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 21 のⅢ-1-2 (2) における「主要な子銀行」とは、具体的にはいかなる子銀行を指すのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認のため
5	監督指針 (別紙 21)	P. 2 Ⅲ-1-2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 21 のⅢ-1-2 (2) は、G-SIFIs に選定された銀行持株会社の主要な子銀行に独立性の高い社外取締役がいれば、その銀行持株会社が委員会設置会社であることまでは検証されないと理解してよいか。また、逆にその銀行持株会社が委員会設置会社である場合は主要な子銀行に独立性の高い社外取締役が確保されていることは検証されないと理解してよいか。 また、Ⅲ-1-2 (2) で掲げられている経営管理(ガバナンス)態勢は例示であり、これ以外でも「より強固な経営管理(ガバナンス)態勢」と検証される態勢を排除する趣旨ではないと理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認のため

以 上